

沖縄振興税制

◆ 税制と補助金の比較

| 税制 | 補助金 |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 継続適用可能 適用期限内であれば複数年度適用可能 ・ 適用が確実 法律の要件を満たせば、全企業が適用可能 ・ 企業収益に依存 黒字企業のみ適用可能 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 単年度適用 原則として年度毎に査定されるため、次年度も補助事業がある保証がない ・ 適用が不確実 予算枠を超えると補助を受けられない ・ 企業収益に依存しない 赤字企業でも補助を受けられる |

中長期的な計画を立てる収益性の高い企業にとっては税制の方が使いやすい。

沖縄振興税制の周知

優良企業の育成

適用実績が少ない租税特別措置は、税制改正時に、特に厳格に判断されるため、廃止される可能性があります。

◆ 平成29年度税制改正

| 税制措置 | 概要 | 改正内容 |
|-------------------------------------|---|---------------------------------|
| 観光地形成促進地域 (法人税) | 観光関連施設を新・増設する企業を支援するための税制 ・ 税額控除（機械 15%、建物 8%） 【対象施設】 スポーツ・レクリエーション施設、教養文化施設、休養施設、集会施設等 | 対象施設のうち、野球場等9施設を除外の上、適用期限を2年間延長 |
| 産業高度化・事業革新促進地域 (法人税・所得税) | 沖縄県内の製造業等のイノベーションを促進するための税制 ・ 税額控除（機械 15%、建物 8%） ・ 特別償却（機械 34%、建物 20%） | 適用期限を2年間延長 |
| 情報通信産業特別地区・地域 (法人税) | 指定地域内において、IT関連企業の立地促進を図るための税制 ・ 所得控除（設立後10年間、40%） ・ 税額控除（機械 15%、建物 8%） | 適用期限を2年間延長 |
| 国際物流拠点産業集積地域 (法人税・所得税) | 指定区域内において、高付加価値型のものづくり企業や物流企業等の集積を図るための税制 ・ 所得控除（設立後10年間、40%） ・ 税額控除（機械 15%、建物 8%） ・ 特別償却（機械 50%、建物 25%） | 適用期限を2年間延長 |
| 経済金融活性化特別地区 (法人税・所得税) | 指定区域内において、多様な産業の集積により沖縄の経済金融の活性化を図るための税制 ・ 所得控除（設立後10年間、40% × 特区内従業員割合） ・ 税額控除（機械 15%、建物 8%） ・ 特別償却（機械 50%、建物 25%） ・ エンジェル税制（寄付金控除の適用等） | 適用期限を2年間延長 |
| 沖縄の離島における旅館業用建物等の課税の特例 (法人税・所得税) | 離島において、事業者が旅館業の用に供する設備の新・増設を図るための税制 ・ 特別償却（建物 8%） | 適用期限を2年間延長 |
| 沖縄路線航空機に係る航空機燃料税の軽減措置 (航空機燃料税) | 沖縄路線の航空機燃料税の税率の特例措置（全国の路線の1/2：9,000円/kl） | 適用期限を3年間延長 |
| 沖縄型特定免税店における関税の軽減措置（関税） | 承認を受けた小売業者から購入し、携帯して沖縄県以外の地域へ持ち出す輸入品について関税を免除（購入限度額20万円） | 適用期限を3年間延長 |
| 沖縄県産酒類に係る酒税の軽減措置（酒税） | 復帰前から引き続いて酒類を製造していた製造場が、県内にある製造場で製造し、県内に出荷する酒類について、酒税を軽減（泡盛は35%、ビール等は20%の軽減） | 適用期限を2年間延長 |

